

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西都市長 押川 修一郎

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 西都市<br>(45208)      |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 飯迫<br>(平野、石尾の一部)    |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年10月11日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|   |
|---|
| <p><b>【人口減少・高齢化】</b><br/>                 ○耕作放棄地が増加しており、将来的に農家の高齢化による更なる農用地利用の減少が懸念される。<br/>                 ○農地の維持保全のためには、新たな担い手として、認定農業者や新規就農者、農業生産組織を確保していく必要がある。</p> <p><b>【農地の管理】</b><br/>                 ○集約・集積に向けては、1筆の面積、条件が異なるため、農地の集約・集積が困難である。</p> <p><b>【農地の整備及び環境】</b><br/>                 ○水路・農道が老朽化しており、整備が必要。</p> <p><b>【その他】</b><br/>                 ○農業の経営について、作物の価格低迷や肥料等資材価格の高騰が問題となっている。<br/>                 ○鹿や猪等の鳥獣による農作物への被害が発生している。<br/>                 ○農業機械が老朽化している。<br/>                 ○個人の経営の大規模化により、手の回らない農地がある。</p> |
|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|   |
|---|
| <p>○認定農業者や新規就農者、農業生産組織などの新たな担い手を確保し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の構築が必要。</p> <p>○老朽化した農道・水路について、優先箇所を設定し、整備補修を行う。</p> <p>○認定農業者や新規就農者を中心に、水田を活用した早期水稲、普通水稲を主要作物としつつ、飼料作物(飼料用米、WCS)や施設園芸などの高収益農産物の生産に取り組む。</p> <p>○ほ場整備事業により農地の耕作条件を改善する。</p> <p>○農業機械の共同利用することで、作業負担の軽減と効率化を図る。</p> <p>○電柵の設置により鳥獣被害防止を図る。</p> |
|---|

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 12.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 12.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積、集約化を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に農地集積を図る。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

多面的機能支払交付金制度等を有効利用し、老朽化した用排水路や農道の整備を図る。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落営農法人等の組織化も視野に地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業ができない高齢者や土地持ち非農家等には、農作業受託組織等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                                     |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

### 【選択した上記の取組方針】

①被害状況を把握し、電柵の設置等の被害防止対策に取り組む。

⑧老朽化した水路・農道の整備補修を行う。